

## 無農薬田のオーナー制度について

### 【内容】

農家の方に無農薬・無化学肥料で田んぼを作ってもらい、都会の人に買い上げて貰う「オーナー制度」を導入してはどうかでしょうか。オーナーには「田植え」「稲刈り」などの行事に参加してもらえるので、農家の手間も省けるし、都会とのコミュニケーションもとれてよいのでは？

### 【回答】

無農薬・無化学肥料での稲作と田んぼオーナー制度についてのご意見ですが、「無農薬・無化学肥料で栽培し収穫しました」といったような表現を用いる場合、当該農地で過去数年に渡り農薬をしていない実績や周辺において農薬を使用している農地からの距離といった条件をクリアする必要があります。このため、最近では、減農薬、有機栽培といった栽培方法での商品作物の差別化が見られています。また、本市の農業経営に関して、形態が大きく二つに分かれます。これは、旧田辺市における果樹栽培と旧町村における水稲・野菜等といった農業経営です。旧田辺市の多くの果樹農家では他府県との産地競争のため、定められた必要最低限の農薬を使用して消毒を行い、出荷については、JA において残留農薬検査を行うなど作物の品質管理の上、出荷しています。このため、旧田辺市においては、田に隣接する樹園地においても同様の消毒がなされており、田の無農薬栽培といったものには馴染みにくい現状にあります。

次に、旧町村部では、農地の多くが水稲や野菜を栽培していますが、その多くが自家消費といったものです。また、高齢化が急速に進む中、作付けする者も減少しているのが現状であり、無農薬等といった栽培方法によるオーナー制度においては「田植え」から「稲刈り」の間の日々の管理が通常の栽培管理以上に手間暇が掛かるといった現状があります。

ご意見をいただいた無農薬・無化学肥料での稲作と田んぼオーナー制度については、遊休農地の解消・発生防止や都市住民との交流による地域活性化といったことから効果的な手段であると考えますが、前記のような検討課題もあることから、今後、関係団体とも協議を進め、有効な手だてを構築していきたいと考えます。

(担当：農政課)